

## 四万十町合併 20 周年記念町民表彰選考基準

【町民表彰】 表彰区分	選考基準	基準年数
(1) 町民の模範となるべき善行のあつたもの	多年にわたり奉仕活動を行い、又は自己の危難を顧みず人命を救助する等、町民の模範となるべき善行のあつた者	—
(2) 産業の発展に尽くしたもの	多年にわたり農林水産業、商工業又は観光業に従事し、その振興に貢献した者	20 年以上
	土木、交通等の振興発展に貢献した者	
	その他多年にわたり同一職種に従事し、優れた技能を有し、技能の練磨並びに後進の指導及び育成に貢献した者	
(3) 教育又は文化の振興に寄与したものの	青少年の健全育成に尽力し、その功労が顕著な者	15 年以上
	芸術又は文化活動の振興に尽力し、その功績が顕著な者	
	伝統文化の保存並びに後進の指導及び育成に尽力し、その功績が顕著な者	
	スポーツの指導に尽力し、その功績が顕著な者	—
	国際規模又は全国規模のスポーツ大会等で優勝相当の成績を修めた者	
(4) 保健衛生の向上に尽くしたもの	多年にわたり保健衛生業務に精通し、衛生思想の普及、疾病予防等、保健衛生の向上に功績のあつた者	20 年以上
	その他保健衛生の向上に多大な貢献をした者	—
(5) 社会福祉の増進に尽くしたもの	多年にわたり保護司、人権擁護委員、行政相談委員、更生保護ボランティア、民生委員又は児童委員として社会福祉事業に従事し、その功績が顕著な者	15 年以上
	社会福祉施設の設立又は経営に尽力し、その功績が顕著な者	20 年以上
	障がい者、高齢者等の雇用を積極的に行い、その労務管理において功績が顕著な者	
	その他社会福祉の増進に尽力し、その功績が顕著な者	
(6) 公共のことにつくし、又は公務を助力したもの	公共的団体等の役員として、地域の振興、町民生活の向上等に尽力し、その功績が顕著な者	15 年以上
	住民自治活動の推進に尽力し、その功績が顕著な者	15 年以上
	多年にわたり環境保全業務に貢献し、その功績が顕著な者	20 年以上
(7) 本町の公益のため 200 万円以上の金品を寄附したもの		—
(8) 前各号のほか、特に町長において必要と認めるもの	その他功労者で、町長が合併 20 周年記念表彰に該当すると認める者	—

### 【名誉町民表彰】 表彰区分

- |  |
|--|
| (1) 町民以外のもので、町の政治、産業その他の面に特に功労のあつた者      |
| (2) 町の出身者等であつて、その功績あるいは存在が町の大きな名誉と認められる者 |

※町民表彰、名誉町民表彰とともに、合併 10 周年記念表彰の受賞者は対象外（上の表のうち基準年数が「—」と表記された項目に該当する者を除く。）とします。